

USS 新潟 特殊コーナー規定

第 1 条(参加規則)

特殊コーナーのオークションについては本規定で特別な定めをしたものを除き原則として USS オークション規則に準ずるものとする。ただし、出品条件等については別途規則をもって定めるものとする。

第 2 条(出品の条件)

1: 出品については、下記の基準に適合したものでなければならない。ただし、USS が出品を認めた車輛等についてはこの限りではない。

- ①運輸支局または軽自動車検査協会による車検証が交付されているもの
- ②市町村登録における標識交付証明書または廃車申告証明書が交付されているもの
- ③構内作業等のより登録書類の発生がないもの、また、登録制度のない車両・機械・部品等については登録書類の発生がないが、車台ナンバー、シリアルナンバー等の打刻およびその位置が明確であるもの、またはメーカーの製造番号等明確なもの
- ④エンジン単体の場合は木枠等により梱包済みなもの
- ⑤USS 構内のフォークリフトにて積み下ろしが可能、または少数の人力にて移動が可能なもの、不可能なものについては出品店・落札店の責任の下に積載可能なもの
- ⑥完全な所有権の移転が可能なもの
- ⑦その他 USS オートオークション出品・落札規定に定める条件を充足するもの

2: 前項の条件を満たしている場合であっても、USS が会場保全等の理由から出品を拒むことができるものとする。その際発生する搬送費用について USS は一切負担しない。

第 3 条件(搬入・搬出)

- 1: 搬入は USS が別途定めた時間までとする。
- 2: USS 構内のフォークリフトにて積み下ろしが可能なものについては、出品店・落札店の責任の下、積載することとする。
- 3: 前条 1 項の 3・4・5 号に該当する落札車両等については、USS による入金確認後の搬出とする。
- 4: 落札店が、所定の期限内に落札車両等を搬出しなかった場合、落札店は別途定める搬出遅延ペナルティを USS に支払うものとする。

第 4 条(譲渡書類)

譲渡書類の取扱については、原則として USS 書類規定に準ずる。ただし、第 2 条 1 項 3・4・5 号に該当する車両等について、出品店は USS が指定した証明書を USS に提出するものとする。

る。この場合の提出期限および書類遅延ペナルティについても、書類規定に定めるところによる。

第5条(代金決済)

USSは、オートオークション規定に定めるところに従い、出品店に対して落札代金を支払う。ただし、第2条1項の3・4・5号に限り、出品店に対する成約車両代金等の支払いは、落札店よりUSSへ落札車両代金等の支払いが完了した翌営業日に行うものとする。

第6条(検査規定)

出品対象の検査については、原則としてUSS検査規定に準ずる。ただし、評価点は全て×点とする。

第7条(クレーム規定)

- 1: クレームの処理については、原則としてUSSクレーム規定に準ずる。ただし、代金減額請求ができるものは、主要箇所およびセールスポイント等の記載箇所のみとし、内外装の損傷(色違い等含む)および付属品や車載工具等の不足については、認めないものとする。
- 2: 下記の項目については、重大クレームより除外するものとする。
 - ①災害者
 - ②修復歴車
 - ③スポット溶接部品交換
 - ④車歴の相違
- 3: 前項のいずれの場合でも、代金減額請求および契約解除が相当であるとUSSが認めた場合にはこの限りではない。

第8条(免責)

会場へ搬入後の保管については屋外での保管とする。なお、天候により生じた故障および損害について、USSは一切の責任を負わないものとする。

USS新潟 事務局
平成25年8月